



法人税・消費税等の 税務処理における チェックポイント

～2020年法人申告用～

税理士1級ファイナンシャル・プランニ
ング技能士 伊藤俊一

(使用上の注意)

・概要に徹しております。

⇒「要は何か」だけをお伝えします。

⇒細かい例外も多数ありますが無視しております。

⇒表現も思い切って丸めて・砕いております。

⇒数字も思い切って丸めております。

⇒一部、条文は摘示しておりません。

⇒学術上の議論には逐一触れません。

・図解設例について

⇒あり得る課税関係を全て網羅しているわけではございません。

・(間違えやすい事例) ○のうち冒頭に☆があるものは「特に間違えやすい事例」となります。

・本レジュメに関するご質問は一切受け付けておりません。

(本文中) 省略用語例

法	法人税法
令	〃 施行令
規	〃 施行規則
基通	法入税基本通達
連基通	連結納税基本通達
耐省	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
耐通	耐用年数の適用等に関する取扱通達
措法	租税特別措置法
措令	〃 施行令
措規	〃 施行規則
措通	〃 関係通達 (法人税編)
連措通	〃 関係通達 (連結納税編)
消法	消費税法
消令	〃 施行令
消規	〃 施行規則
消基通	〃 基本通達
通法	国税通則法
通令	〃 施行令
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特例措置法
抜本改革法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
所法	所得税法
旧負担軽減措置法	経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (平成 19 年 1 月 1 日廃止)
所基通	所得税基本通達

地法	地方税法
地令	〃 施行令
旧デリバティブ通達	平成 10. 10. 30 課法 2-11(例規) 「金融商品に関する法人税の 取扱いについて」
平〇〇課審〇-〇〇	個別通達
平 10 法附則	平成 10 年改正法附則
「重課事務運営指針」	平成 12 年 7 月 3 日付課法 2-8 外 3 課「法人税の重化算税の取 扱いについて(事務通常指針) (平成 25 年 6 月 27 日付課法 2 - 3 外 3 課共同一部改正)
「移転価格事務運営要領」	平成 13 年 6 月 1 日付法 6-7 外 3 課共同「移転価格事務運営要領の 制定について(事務運営指針) (平成 25 年 6 月 28 日付課法 7- 10 外 3 課共同一部改正)

※ 旧法又は旧令等は、平成 28 年度税制改正前の、旧法人税法又は旧法人税法施行令等を示す。

旧基通、旧措通は、平成 28 年 6 月 28 日改正前の旧法人税基本通達、旧租税特別措置法関係通達(法人税編)を示す。

sample

内容

法人税確定申告書編	1
1 各事業年度の所得に係る申告書〔申告書別表1〕	2
一 所得金額に対する税率	5
二 使途秘匿金に対する追加課税	7
2 同族会社等の判定に関する明細書〔申告書別表2〕	9
3 仮装経理に基づく過大申告の場合の計算	12
4 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書〔申告書別表3(1)〕	14
5 所得の金額の計算に関する明細書〔申告書別表4〕	17
一 長期割賦販売等、工事等の損益	20
二 棚卸資産	23
三 有価証券	28
四 デリバティブ取引・ヘッジ処理	30
五 外貨建取引	31
六 売上割戻し・仕入割戻し	32
七 受取利息	33
八 賃借料等	34
九 資産の譲渡損益	35
十 借地権の設定等に係る損益	36
十一 社内団体の剰余金	37
十二 保険の配当金	38
十三 評価益	39
十四 受取損害賠償金	40
十五 合併差損益	41
十六 その他の益金	42
十七 役員給与	43
十八 会費、分担金	46
十九 支払利息	47
二十 支払保険料	48
二十一 貸倒損失	49
二十二 評価損	50
二十三 支払損害賠償金	52
二十四 その他の損金	53
6 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書〔申告書別表5(1)〕	54
1 資本等取引に係るもの	55
2 組織再編成に係るもの	57
7 租税公課の納付状況等に関する明細書〔申告書別表5(2)〕	58
1 事業税	59
2 その他	62
8 所得税額の控除に関する明細書〔申告書別表6(1)〕	64

9	内国法人の外国税額の控除に関する明細書〔申告書別表 6(2)〕	69
10	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書〔(申告書別表 6(2)の 2)〕	75
11	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書〔申告書別表 6(3)〕	77
12	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書〔申告書別表 6(4)〕	81
13	法人税の特別控除に関する明細書	88
一	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書[別表 6(6)]	89
二	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書[新別表 6(14)]	97
三	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書[新別表 6(15)]	98
四	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書[新別表 6(24)]	99
14	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書〔申告書別表 7(1)〕	107
15	受取配当等の益金不算入に関する明細書〔申告書別表 8(1)〕	111
1	受取配当金等の金額	112
2	負債利子の計算	116
16	外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する明細書〔申告書別表 8(2)〕	120
17	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書〔申告書別表 9(2)〕	123
18	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書〔申告書別表 10(3)〕	124
一	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	124
二	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	124
19	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書〔申告書別表 10(5)〕	125
20	貸倒引当金の損金算入に関する明細書〔申告書別表 11(1)、11(1)の 2)〕	128
1	一般的事項	128
2	金銭債権の額の計算	128
3	繰入限度額の計算	130
21	返品調整引当金の損金算入に関する明細書〔申告書別表 11(2)〕	140
1	一般的事項	140
2	繰入限度額の計算	140
22	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書〔申告書別表 13(1)〕	142
23	保険金等で取得した固定資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書[申告書別表 13(2)]	143
24	交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書[申告書別表 13(3)]	144
25	収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書〔申告書別表 13(4)〕	145
26	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書〔申告書別表 13(5)〕	149
1	譲渡資産の範囲等	150
2	買換資産の範囲等	150

3	圧縮限度額の計算等	153
4	特別勘定	154
5	その他	155
27	寄附金の損金算入に関する明細書〔申告書別表 14(2)〕	156
1	寄附金の範囲等	157
2	損金不算入額の計算	158
28	新株予約権に関する明細書〔申告書別表 14(4)〕	163
		164
29	完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書〔申告書別表 14(5)〕	164
30	特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書〔申告書別表 14(6)〕	166
31	交際費等の損金算入に関する明細書〔申告書別表 15〕	167
1	交際費等の範囲	169
2	損金不算入額の計算	172
32	旧定額法又は定額法及び旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書〔申告書別表 16(1)及び(2)〕	174
一	少額の減価償却資産	176
二	企業組織再編税制関係	176
三	固定資産の取得価額	176
四	償却限度額等	178
五	償却費の損金経理	186
六	特別償却、割増償却	187
33	繰延資産の償却額の計算に関する明細書〔申告書別表 16(6)〕	198
1	意義及び範囲	199
2	償却期間	200
3	償却計算	200
34	一括償却資産の損金算入に関する明細書〔申告書別表 16(8)〕	202
35	特別償却準備金の損金算入に関する明細書〔申告書別表 16(9)〕	204
36	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書〔申告書別表 16(10)〕	206
37	非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書〔申告書別表 16(11)〕	208
38	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書〔申告書別表 17(1)〕	209
39	特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書〔申告書別表 17(3)及び特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書〔申告書別表 17(3の2)〕	210
40	特定外国子会社等の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細書〔申告書別表 17(3の3)〕	219
41	国外関連者に関する明細書〔申告書別表 17(4)〕	225
42	欠損金の繰戻しによる還付請求書	228
	消費税及び地方消費税の確定申告書編	243
1	消費税（法人税申告書に係るものに限定）	244
1	課税標準に対する消費税額	249
2	税額控除	251

(間違えやすい事例)	251
3 その他	254
2 法人所得計算に影響するもの	255
1 売上	255
2 仕入	257
3 固定資産、棚卸資産	257
4 経費	257
5 控除対象外消費税額等	258
6 繰延消費税額等〔申告書別表 16(10)〕	259
7 その他	259
勘定科目内訳明細書等のチェックポイント	261
主要項目改正経過等の一覧表	276
1 更正決定等の期間制限	277
2 法人税率	279
3 加算税	280
4 課税留保金額の計算	281
5 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例	282
6 受取配当等の益金不算入	283
7 貸倒引当金の繰入率	286
8 退職給与引当金廃止に伴う経過措置	287
9 交際費等の損金不算入	288
10 特別償却の特別償却限度額（取得価額に一定割合を乗じて計算する）（参考※過年度廃止制度も含まれます。）	290
(1)特別償却のみが適用されるもの	290
(2)特別税額控除額については、特別税額控除の選択適用が認められもの	294
11 特別償却準備の戻入期間	296
12 当初申告要件及び適用額の制限の改正	297
13 (参考) 消費税法の改正の主なポイント	301

法人税確定申告書編

sample

1 各事業年度の所得に係る申告書〔申告書別表1〕

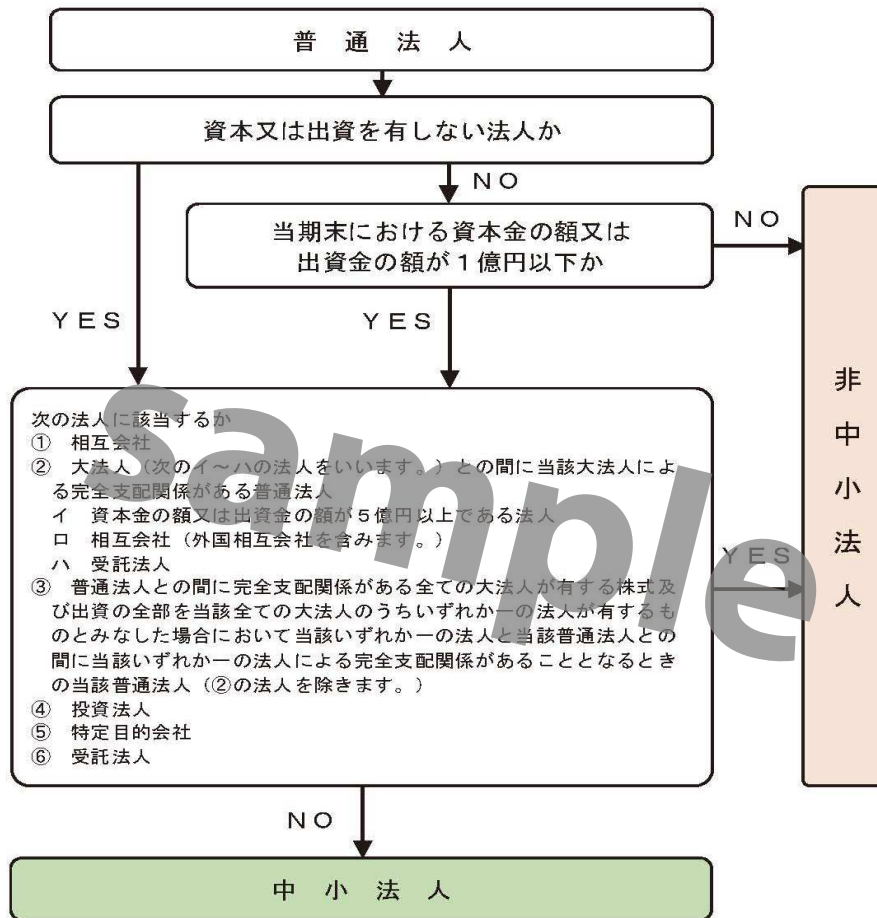
令和 年 月 日 税務署長殿		所 業 種 目 法人区分 事業種目 別表一 税 務 署	白色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日	別表一 各事業年度の所得に係る申告書 内国法人の分 平三十一・四・一以後終了事業年度等分
納税地 (フリガナ) 法人名	電話() -	別表一 税 務 署 非中小法人 同非区分 特同族会社 定同族会社 非同族会社 非同族会社	通帳日 年月日 欄 法人税	送年以降送付要否 税理士法第30条の書面提出有
<p>期末の資本金の額が1億円超の法人、あるいは1億円以下の法人で一又は完全支配関係がある複数の大法人(資本金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式の全部を保有されている場合に、中小企業向け特例(軽減税率、特定同族会社の特別税率の不適用制度、欠損金の繰越控除制限の不適用制度、貸倒引等金の特定繰入率、交際費等の損金不算入制度における定額控除制度及び欠損金の繰戻しによる還付制度)を適用していないか(完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図等により資本金関係を確認する)</p>		<p>法人関係特別措置の適用を受けている場合、「適用額明細書」の提出はあるか。</p>		適用額明細書提出の有無 税理士法第33条の2の書面提出有
所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1	控除 所得税の額 (別表六「①」6の③)	17	別表六(一)「⑥の③」欄と一致しているか。
法人税額 (53)+(54)+(55)	2	控除 外国税額 (別表六「①」20)	18	別表六(二)「20」欄と一致しているか。
法人税額の特別控除額 (別表六「①」4)	3	計算 控除されなかった金額 (19)-(20)	19	
差引法人税額 (2)-(3)	4	計算 土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額 (別表三「②」27)	22	
用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62)の適用がある場合に記載する。この場合、40%で割り戻した金額が別表四で加算されているか。	9	計算 土地譲渡税額の内訳 同上 (別表三「②」28)	23	
課税標準 課税標準法人税額 (33)+(34)	35	計算 土地譲渡税額の内訳 同上 (別表三「②」23)	24	
地方税法人税額 (58)	36	計算 所得税額等の合計金額 (2)	25	別表七(一)「4の計」欄が一致しているか(別表七(二)、(三)がない場合)。
課税留保金額に係る地方税法人税額 (59)	37	この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)	29	
所得地方税法人税額 (36)+(37)	38	この申告書により納付すべき法人税額等 (65)	30	
外国税額の控除額 (別表六「②」50)	40	欠損金又は災害損失等当期控除額 (別表七「④」の計+別表七「②」9)若しくは11又は別表七「②」10)	31	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方税法人税額	41	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「①」5の合計)	32	
差引地方税法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	この申告による還付金額 (43)-(42)	45	
中間申告分の地方税法人税額	43	この申告書の所得金額に対する法人税額 (46)	46	
差引確定(中間申告の場合はその地方税法人税額とし、マイナスの場合は、(44)-(43) 繰入)	44	この申告による還付金額 (47)	47	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (48)	48	
		より納付法人税額 (49)	49	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (50)	50	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (51)	51	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (52)	52	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (53)	53	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (54)	54	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (55)	55	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (56)	56	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (57)	57	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (58)	58	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (59)	59	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (60)	60	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (61)	61	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (62)	62	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (63)	63	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (64)	64	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (65)	65	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (66)	66	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (67)	67	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (68)	68	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (69)	69	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (70)	70	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (71)	71	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (72)	72	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (73)	73	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (74)	74	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (75)	75	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (76)	76	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (77)	77	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (78)	78	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (79)	79	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (80)	80	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (81)	81	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (82)	82	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (83)	83	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (84)	84	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (85)	85	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (86)	86	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (87)	87	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (88)	88	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (89)	89	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (90)	90	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (91)	91	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (92)	92	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (93)	93	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (94)	94	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (95)	95	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (96)	96	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (97)	97	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (98)	98	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (99)	99	
		この申告書の所得金額に対する法人税額 (100)	100	

4 中小企業者の判定等

(1) 別表一における中小法人の判定

イ 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、中小法人等（一定の普通法人、一般社団法人等、人格のない社団等、公益法人等又は協同組合等）に対しては軽減税率が適用されます（法66②③⑥）。普通法人のうち軽減税率が適用される中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



ロ 軽減税率の特例措置

中小法人等に対しては軽減税率の特例措置（所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%）が適用されます。ただし、普通法人の平成31年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、適用除外事業者該当しない場合に限り、軽減税率の特例措置が適用されます（措置法42の3の2）。適用除外事業者の判定については、88ページを参照してください。

事業年度等

非中小法人であるにも関わらず、
軽減税率を適用していないか。

法人税額の計算

適用税率に誤りはないか。

<参考>

適用事業年度	税率
平成24年4月1日前に開始する事業年度	30%
平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	25.5%
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	23.9%
平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	23.4%
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	23.2%

(50) の 15 % 又は 19 % 相当額	53
(51) の 22 % 相当額	54
(52) の 19 % 又は 23.2 % 相当額	55

地方法人税額の計算

所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56) の 4.4 % 又は 10.3 % 相当額	58
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57) の 4.4 % 又は 10.3 % 相当額	59

この申告が修正申告である場合の計算

法人税額の計算	所得金額又は欠損金額			所得の金額に対する税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61		地方の課税留保金額に対する法人税額	69	
	課税留保金額	62		課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000
	法人税額	63		確定地方法人税額	71	
	還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16) - (63)) 若しくは ((16) + (64)) 又は ((64) - (28))	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
この申告前の	欠損金又は災害損失金等額の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 ((44) - (71)) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45)の外書))	74	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				

地方法人税額を計算しているか。

一 所得金額に対する税率

(参考)

○令和元年度税制改正により、別表一（一）～（三）は、別表（一）に、別表一の二（一）～（三）は別表一の二に統合されています。

○平成 30 年度税制改正で代表者自署押印制度（旧法 151①）は廃止されました。地方法人税法でも同様です（旧地方法人税法 30,35）。

この改正後は、国税通則法に基づく代表者の記名・押印制度の対象になります（通則法 124①②）。なお、税務代理の場合署名押印義務は従来そのままですから、従来通り、税理士（税理士法人）が税務代理する場合、署名押印は必要となります。

(間違えやすい事例)

○資本金 1 億円超の法人であるのに、資本金 1 億円以下の法人に適用される税率によっているもの。

→資本金が 1 億円以下の法人には、年 800 万円以下の所得に対しては区分した税率が適用されるが、資本金 1 億円超の法人については、この適用がありません（法 66②、143②）。

○外国法人の資本金の額は、本店の貸借対照表の資本金の額とすべきであるのに、日本支店の貸借対照表の本店勘定の額としているもの。

→外国法人の資本金は、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によります（基通 20-5-36）。

○大法人との間に当該法人による完全支配関係がある、又は完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されているのに、資本金が 1 億円以下であることをもって軽減税率を適用しているもの。

○還付税額については、100 円未満の端数を切り捨てないことになっているのに、切り捨てているもの。

→還付税額は、1 円まで還付することになっています（通法 120①②）。

(検討の仕方)

○資本金の額による税率の適用は正しいか、貸借対照表の資本金の額と照合します。

○完全支配関係がある法人の有無について、別表二及びグループ法人の系統図（法規 35 四）の添付の有無から確認し、有りの場合には、その中に大法人が含まれているか及びその大法人による完全支配関係があるか成立しているか検討します。

○法人税関係特別措置の適用を受けている場合、「適用額明細書」の提出があるかを確認し、申告書別表（1）1 と照合します（租特透明化法 3①）。

(解説)

法人税率は、法人の種類や資本金による区分、事業年度によって次のとおりとなっています(法 66、措法 42 の 3 の 2、平 28 年改正法附則 26)。

区 分		平 21. 4. 1 以後 終了事業年度	平 24. 4. 1 以後 終了事業年度	平 27. 4. 1 以後 終了事業年度	平 28. 4. 1 以後 事業年度	平 30. 4. 1 以後 事業年度	平 31. 4. 1 以後 開始事業年度 も同様
普通法人・ 人格のない 社団など	年 800 万円以下 の部分	18%	15%	15%	15%	15%	15%
	資本金 1 億円 以下の法人及 び資本金を有 しない法人(相 互会社除 く。)	30%	25. 5%	23. 9%	23. 4%	23. 2%	23. 2%
	資本金 1 億円超の法人及び相互 会社	30%	25. 5%	23. 9%	23. 4%	23. 2%	23. 2%

(注)

①外国法人の各事業年度の所得に対する法人税率も上記区分の率と同様です(法 143、措法 42 の 3 の 2)。

②平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、大法人(資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人等)との間に当該法人による完全支配関係がある普通法人については、年 800 万円以下の部分の軽減税率の適用はありません(法 66⑧二、143(⑤二、措法 42 の 3 の 2)。

③平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、完全支配関係がある被数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人については、年 800 万円以下の部分の軽減税率の適用はありません(法 66⑥三、143⑤三、措法 42 の 3 の 2)。

二 使途秘匿金に対する追加課税

(間違えやすい事例)

○使途秘匿金に係る追加法人税額について、別表1(1)の「10」欄(法人税額計)の外書として記載していないもの。

○資産計上していたものを使途秘匿金として否認した場合、資産否認すべきであるのに、これを行っていないもの。

○期末に未払計上されている使途秘匿金について、支出年度でなく未払の年度で使途秘匿金の追加課税を行っているもの。

○別表4において使途不明金等の加算があるのに、使途秘匿税額の計算の要否を検討していないもの。

○法人税の欠損金繰戻し還付を行うとき、原則として地方法人税についても還付処理を行わなければならないが、法人税の還付処理のみ行っているもの(地方法人税法23①)。

○控除税額(13)及び差引所得に対する税額(14)欄の記載については、外書きした使途秘匿金の税額を含めて計算します。

○欠損法人でも、使途秘匿金の支出があれば、使途秘匿金の適用はあります。

(解説)

法人が、平成20年4月30日以後に使途秘匿金を支出した場合には、各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常法人税の額に当該使途秘匿金の支出の額の千円未満の端数を切り捨てたものの40%相当額を加算した金額となります(措法62、通法118①)。

平成26年度3月税制改正により、地方法人税制度が創設されました。

(1) 納税義務者

法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があります(地方法人税法4)。

(2) 課税事業年度

課税事業年度とは、法人の各事業年度をいいます(地方法人税法7)。

(3) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額となります(地方法人税法9)。

基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります(地方法人税法6)

(算式) : 基準法人税額 = 別表1(1)「4」欄 + 「5」欄 + 「7」欄 + 「9」欄 + 「10」欄の外書

(4) 税率

4.4% (地方法人税法10)

→令和元年10月1日以後に開始する事業年度については10.3%の税率に引き上げられます。

(5) 税額の計算

イ 地方法人税の額

地方法人税の額は、次の算式により計算した金額となります（地方法人税法 10）。

（算式）：地方法人税の額＝課税標準法人税額× 4.4%

→令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度については 10.3%の税率に引き上げられます。

（注）外国税額の控除

○内国法人（申告書別表 6(2)）

内国法人が各課税事業年度の法人税について、外国税額控除の適用を受ける場合において、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の国外所得に対応する地方法人税の額を限度として、その超える金額は、当該課税事業年度の地方法人税の額から控除することになります（地方法人税法 12①、地方法人税法令 3）。

○仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税の控除

内国法人の各課税事業年度開始の前日に開始した課税事業年度の地方法人税について税務署長が更正をした場合において、その更正について地方法人税 29 条第 1 項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税の還付の特例）の規定の適用があったときは、その更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額は、その更正の日以後に終了する各課税事業年度の地方法人税の額から控除することになります（地方法人税法 13）。

税額控除の順序は下記のとおりです。

○上記「外国税額控除」及び「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税の控除」による控除については、まず外国税額の控除をした後において、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除をすることになります（地方法人税法 14）。

なお参考として、

○平成 28 年度税制改正により、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度においては、地方法人税の税率は 10.3%とされました（地方法人税法 10①）。

○平成 28 年 11 月税制改正により、地方法人税の税率の 10.3%への引上げの実施時期が、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度とされました（平成 28 年改正法附則 1）。

があります。

2 同族会社等の判定に関する明細書〔申告書別表2〕

同族会社等の判定に関する明細書									
同族会社等の	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	11	出資の金額				
	(19)と(20)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2		12	定 株式数等による判定				%
	株式数等による判定 $\frac{(2)}{(1)}$	3		13	数				
	期末現在の議決権の総数	4	内	14	による判定				%
	判定割合が50%超で、かつ資本金の額若しくは出資金の額が1億円超又は1億円以下の法人で一又は完全支配関係がある複数の大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式の全部を保有されている場合、別表三（一）が作成されているか（法法66二・三、67①）。			15	及びその同族関係のうち最も多数				%
	判定割合が50%超で、かつ資本金の額若しくは出資金の額が1億円超又は1億円以下の法人で一又は完全支配関係がある複数の大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式の全部を保有されている場合、別表三（一）が作成されているか（法法66二・三、67①）。			16	による判定				%
同族会社の判定割合 (3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10	判定結果	17	特定同族会社 同族会社 非同族会社	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社			
判定基準となる株主等の株式数等の明細									
順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者			判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等		その他の株主等		
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名		被支配会社でない株主等	株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
					19	20	21	22	
「その他の株主等」の「21」欄又は「22」欄に記載すべきものを「19」欄又は「20」欄に記載していないか（法人株主の所在地、法人名等により判断する）。また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていないか。					「被支配会社」とは、会社の株主等の一人並びにその株主等と特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいう（法法67②、法令139の7）。				
自己株式が記載されていないか（法法20）。									

別表二 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分